

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷲 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	植 松 佑 太
主 事（事務担当）	島 田 夏 希

進行要領

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和6年10月21日（月） 午前8時55分から午前9時27分 2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室 3. 出席委員（15人）別紙のとおり 4. 欠席委員（0人）別紙のとおり 5. 議事日程 日程第 1 議事録署名委員の指名 日程第 2 議案第 20 号 農地法第3条の規定による許可申請 日程第 3 議案第 21 号 農地法第4条の規定による許可申請 日程第 4 議案第 22 号 農地法第5条の規定による許可申請 日程第 5 決定第 7 号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願 日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書 6. 農業委員会事務局職員（5人）別紙のとおり 7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主査 渡邊 有美子 主事 植松 佑太 島田 夏希 である。 8. 会議の概要 開会（午前8時55分）
事務局長	定刻となりましたので、只今より、令和6年10月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。 会長さん宜しくお願いします。
会長	《会長あいさつ》

会長	それでは、本日の出席者数は（１５名中１５名）で、定足数に達しておりますので、只今より１０月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、日程第１、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。 《異議なしの声》 それでは、 議席番号 ３ 番 鷲野 則美 委員 議席番号 ４ 番 中野 正広 委員 を指名しますので宜しくお願いします。 それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。 議案第２０号 農地法第３条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ ２件 議案第２１号 農地法第４条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ ２件 議案第２２号 農地法第５条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ ７件 決定第 ７ 号 旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・ １５件 専 決 報 告 １. 農地法第３条の３の規定による届出・・・・・・・・・・ ９件 2. 農地法第５条第１項第６号の規定による届出・・・・ １件 3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １件 報 告 １. 農地法第１８条第６項の規定による通知・・・・・・ ２０件 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・ １件
会長	それでは、議案第２０号 農地法第３条の規定による許可申請２件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（１番から２番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）以上、２件につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第２０号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
浅井委員	申請番号１番について、申請地の面積が 29 m²でとても狭小ですが、これのみということでしょうか。
事務局	申請者自宅の隣地であり、家庭菜園目的での取得となります。

会長	そのほか、宜しいでしょうか。 それでは、議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 2 件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第 21 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成 26 年に現住所地に分家住宅を建築しました。家族も増え、妻の母親とも同居することになり、現在の間取りでは手狭になったことと生活空間が窮屈になってしまったことで家族間でのトラブルも増えてしまっている状況です。そこで、現住所地の隣地は私の所有地となっており、敷地を拡張して別棟で離れを建築して、そこに妻の母親に住んでもらうことと収納スペースを広く作ることによって現在の住居にあるものも整理ができて、問題の解決をしたいと考えております。今般の申請にて離れを建築する計画です。 (2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在家族 5 人で賃貸住宅にて生活を送っております。父が平成 25 年に亡くなり、今年 87 歳になる祖母と 63 歳の母と暮らしており、日々高齢な親の心配をしております。高齢の祖母と母との同居も考えましたが、生活サイクルの相違からなかなか落ち着いた生活を送ることができないことや一番下の子供はまだ 2 月に生まれたばかりの 0 歳児で夜泣きも激しく、祖母や母の健康に影響が出ることを危惧して同居はできないと考えます。また、子供も 3 人いるため、今の住宅では手狭であり、賃貸住宅の賃料をずっと払い続けるよりもローンを組んで新築を建てるほうが得策であると考え、今後の将来のことを考えるとやはりマイホーム建築をしたいという結論に至りました。祖母が居住している本家は、私の亡父加藤正彦が産まれてから結婚するまで居住した土地であり、私の育った場所でもあります。申請地は、本家の道を挟んだ向かい側にあり、知人なども多く慣れ親しんだところで、祖母が居住している本家と申請地同一の大規模な集落内にあります。祖母や母の面倒を見る場合でも、お互いに行き来することができる土地であり、私の祖母や母の近くに生活することは、子供たちの成長の過程においても大変良いものであると考えます。周辺農地への影響も少なく、最適であると考え本計画に及んだ次第であります。今般の申請にて分家住宅を建築する計画です。 以上、2 件につきましては、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われれます。以上で説明を終わります。

会長	只今、事務局より議案２１号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第２１号 農地法第４条の規定による許可申請２件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 続きまして、議案第２２号 農地法第５条の規定による許可申請７件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(１番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成３０年４月より夫と子供とともに家族３人で愛西市内にあるアパートで暮らしております。入居した当初は、長男がまだ幼かったこともあり不便は感じておりませんでした。成長に伴い子供用の家財が増え、次第に手狭となってまいりました。そこでこの機会に現在の住居を退去し、私どもの夢であったマイホームを建築することを決意いたしました。私はかねてより、自分が生まれ育った愛西市で暮らすことを希望しておりましたが、本家には私の両親が住んでおり、将来は私の弟が後継いたしますので、私ども家族が住む余地はございません。他にも市内の不動産を検討いたしました。要件が合う不動産が見つからず困り果てていました。そんな中、家族から私の祖父が線引き前から所有し、その後父が相続して現在も継続所有している本申請地に分家住宅を建築してはどうかと勧められました。本申請地は土地造成もしやすく、形状、立地条件もよく、住環境も良好です。また、本家に近い立地でありますので、共働きで子育てをしていきたい私ども夫婦にとってはまさに適地であります。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。 (２番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、申請地の道路を挟んで南側において「美容室 Pooh」を経営しております。店舗に駐車場はなく、長年申請地を無断転用との認識はなく利用してきましたが、利用には許可が必要との指摘があり、このたび農地転用許可申請をするものです。私以外にも３人の従業員を雇用しております。また、月２００人ほどの来客があり、多いときは同時に９人ほどのお客様が来店し、最大６人を同時にカットやパーマが可能で、待合には３人座れます。そのため、私と従業員用、来客用を含め合計１３台の駐車場が必要であり、自転車やバイクで来られる方もいらっしゃるの自転車置場も必要となります。申請地の所有者は農地転用許可後、土地を譲ってもよいと言ってくれました。申請地は店舗の直近

の土地であり、場所柄、駐車場がないと来客が望めないのも他に代替できるものではありません。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

（３番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は令和４年に個人事業として開業し、主に住宅の基礎工事を営んでおります。現在は愛西市東保町地内の土地を借りて車両や資材を置かせていただいているのですが、地主より返却の申し出を受けています。徐々に顧客数も増やすことができ、事業を順調に拡大してきたので現状でも不足の状態となっています。さらに従業員の増員も予定しているため、駐車場の確保も必要になります。事業用地の確保に困っていたところ、申請地の紹介を受けることができました。申請地は必要とする面積を有しており、自宅兼事務所から車で１５分以内の距離に位置しているため自宅からも通いやすく、国道１５５号線からも近いので好条件と言えます。また、現在利用している土地の向かいになるので移動に経費もかからずに資材置場を設置することができます。今般の申請にて申請地を借り受け、資材置場を設置する計画です。

（４番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は昭和５７年に設立し、クレーンの設計・製作・保守点検を行っております。業務拡大に伴い新工場の建築計画が進み、新工場近くで自己管理できる社用車用・従業員用・来客用の駐車場・小型トラックの待機場所及び資材置場が必要となり、広い駐車場及び資材置場を探していたところ、知人から本件土地を紹介いただきました。当社の製品は日本全国でお使いいただいており、寒冷地から温暖な地域まで様々なエリアへ移動が必要であり、現在本社には資材置場はなく、申請地は高速道路へのアクセスが容易であり、車両と資材置場に必要面積が確保でき、輸送・管理の効率が良いため最適地といたしました。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場を設置する計画です。

（５番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は平成９年に創業し、平成１６年に株式会社設立、創業から２８年目になります。主な業務内容は、商業施設や店舗（デパート・ホテル・オフィス等）の什器、特注家具等の製作とそれに伴う木工事、設置工事を行っております。その業務は国内だけでなく、海外からの製品の注文もあり、コンテナによる輸送も行っております。以前より悩みとなっていた愛西工場における法人所有車両、従業員駐車場も足りない状況で、円安が進んだことにより、国外からの注文も軒並み伸び続けて業績は右肩上がりですが、駐車場が確保できないため、愛西工場での人手を増やすことや、本部工場からの応援、打合せもできない状況となっております。先述の海外への納品については、４０フィートコンテナトラックに積載しますので、その場合は従業員総出で車両を移動し、連絡が来るまで周辺を目的もないドライブをしております。材料の搬入は１０ｔ～８ｔウイング車が連なってくるため、一台は路上待機し、その際も搬入口側は車両を移動し、就業時間内での車両移動が毎日の日課となっております。この状況を何とか打開

	したく、以前から周辺の土地所有者の方々へ土地を譲り受けたい旨声掛けをしておりました。ようやく対面の土地の所有者の方から譲ってもよいと了承をいただき今回の申請となりました。申請地は市道を挟んでいるものの近接の土地であり、形状が幸いしてトラックの駐車スペース、転回スペースも確保できます。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。 （6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は立田町で自動車解体業を営んでおります。申請地隣地を購入し、駐車場及び車の解体場所として利用しています。車が段々増えて作業場所が取られ、収容しきれないのではないかと、また、作業場所も減り危険であると危惧を抱くときもあります。車は毎日旧八開の置場から運んでくるので時には作業が空くこともあり、駐車場さえあればもっと効率的に処理することが可能と思っております。こうした状況を改善するためには場所を増やす以外に処理法はなく、隣地の方をお願いをし、申請地をお分けして頂く話ことができました。申請地は既設敷地の隣接地のため、駐車場としてこれ以上の場所はありません。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。 （7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）太陽光の申請です。計画では178枚のパネル（発電出力：104.13kw）を設置し、総事業費は約1,584万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。 以上、7件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第22号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
浅井委員	申請番号7番について、排水関係は自然浸透ということでしたが、大きな面積ですので、他の農地に影響を与える可能性はないでしょうか。
事務局	基本的に舗装やコンクリート敷きとなれば、側溝等の設置をしてもらうが、碎石敷きや整地のみだと農地の状態と同様の自然浸透となる案件がほとんどです。
浅井委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	申請番号5番について、申請地は中古車が置いてあると思っていたが、現地確認時はどうだったか。

事務局	申請地は現地確認時、きれいな畑地の状態で中古車等を置いているような違反状態ではなく、問題ないです。
会長	そうでしたら大丈夫です。ありがとうございます。 そのほか、宜しいでしょうか。
佐野委員	申請番号４番について、申請地に対して進入路が非常に狭いと思うが、この事業計画についてはどうなっているか。
事務局	こちらは農地転用の許可後、手前の既存宅地部分を道路拡幅し、進入路を確保する予定です。
佐野委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	その他、宜しいでしょうか。それでは議案第２２号 農地法第５条の規定による許可申請７件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
	続きまして、決定第７号 旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（１番から１５番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）旧経営基盤法第１８条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号１番から１５番、全体筆数は３６筆、面積は４４２９２㎡です。 １番から１５番まで愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、１４名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、いちご、蔬菜です。愛知県知事同意は令和６年１０月４日、愛知県農業振興基金同意は令和６年１０月４日、公告年月日は令和６年１０月３１日、契約開始年月日は令和６年１１月１日となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。 なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第１８条第３項の各要件をすべて、満たしていると思われまふ。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より決定第７号 について簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。

会長	賃料にだいぶ差があるが、作物による違いでしょうか。
事務局	はい、いちごについては施設代も含めた賃料になっています。
田中委員	畑を借り受けている方で、経営能力以上に借受面積があるように思うが、そこは大丈夫か。
事務局	旧経営基盤法の要件を満たしていれば、認めざるをえませんが、地域の実情は委員の方々が詳しいと思うので、そのような意見のもと、今後事務局としてしっかり判断していきたいと思います。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは、決定第 7 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。 続きまして、専決報告 3 件 について事務局より説明をお願いします。 《事務局説明》 (専決報告 農地法第 3 条の 3 の規定による届出 1 番から 9 番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、9 件の届出を受理しました。 (専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1 件の届出を受理しました。 (専決報告 現況証明願 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1 件の届出を受理しました。
事務局	
会長	只今、専決報告 3 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。 (発言なし)
会長	宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。

事務局 会長	す。 続きまして、報告 2 件 について事務局より説明をお願いします。 《事務局説明》 （報告 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知 1 番から 2 0 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明）以上、2 0 件の合意解約を受付いたしました。 （報告 農地改良届出書 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明）以上、1 件の届出書を受付いたしました。 只今、報告 2 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。 （発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。 これをもちまして、1 0 月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 （終了 午前 9 時 2 7 分）
--	---

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和6年10月21日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号3番委員 鷺 野 則 美

議事録署名者
議席番号4番委員 中 野 正 広